

事務連絡
平成 29 年 9 月 7 日

介護予防・日常生活支援総合事業
通所介護相当サービス事業所 管理者 様

那須町保健福祉課

平成 30 年度の介護予防・日常生活支援総合事業における
事業所評価加算に関する届出について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における事業所評価加算については、介護予防通所介護に準じた算定式に沿って計算し、基準に該当した事業所に対して算定行うこととされております。

つきましては、平成 30 年 4 月以降の事業所評価加算の算定を希望される事業所は、下記のとおり必要な手続きをお願いいたします。

記

- 1 提出期限 平成 29 年 10 月 13 日（金）必着
- 2 提出先 那須町役場保健福祉課 地域支援係
〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13
- 3 提出書類
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※ 算定の可否につきましては、国保連合会における評価及び地域包括支援センターによる確認を経て、町において対象事業所を決定します。（後日通知予定）

那須町保健福祉課
TEL : 0287-72-6910
FAX : 0287-72-0904

事業所評価加算適合事業所の要件

1. 定員利用・人員基準に適合しているものとして栃木県知事または那須町長に届け出て選択的サービスを行っていること。
2. 評価対象期間（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日）における指定介護予防通所介護及び総合事業第 1 号通所サービス（A6）の利用実人数が 10 名以上であること。
3. 評価対象期間内における選択的サービスの受給者割合が「0.6 以上」であること。

＜計算式＞
$$\frac{\text{選択的サービスを使用した者の数}}{\text{介護予防通所介護及び第 1 号通所サービスを利用した者の数}}$$

4. 評価対象期間内における評価基準値が「0.7 以上」であること。

＜計算式＞
$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数(A) + 改善者(B)} \times 2}{\text{運動機能向上、栄養改善、口腔機能サービスを 3 か月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数(C)}}$$

※ 維持者数（A）とは

- ・ 要支援区分状態を維持している者
- ・ 要支援 1・2 が更新により、事業対象者になった者
- ・ 事業対象者が継続して事業対象者である場合

※ 改善者数（B）とは

- ・ 要支援区分状態が改善した者
- ・ 事業対象者から事業対象外となった者（要介護者になった者を除く。）

※ 更新・変更認定を受けた者の数（C）とは

- ・ 要支援認定の更新・変更認定を受けた者
- ・ 事業対象者として継続している者
- ・ 事業対象者から事業対象外となった者

		現在の状態			
		要支援 2	要支援 1	事業対象者	事業対象外(※)
元の状態	要支援 2	A	B	A	B
	要支援 1	—	A	A	B
	事業対象者	—	—	A	B

※ 要介護者になった者を除く。